

令和 8 年度福島県立高等学校入学者選抜 福島県立郡山東高等学校 前期選抜募集要項

福島県立郡山東高等学校

住所 〒963-8832

福島県郡山市山根町 13 番 45 号

電話 (024)932-0898

1 アドミッション・ポリシー

- 学習と部活動を両立し、部活動を通して得た絆や集中力を大学進学等の進路実現につなげることのできる生徒を募集します。
- 多様な価値観を尊重し、仲間と切磋琢磨して学び続けることのできる生徒を募集します。
- 知的好奇心が旺盛で社会問題の解決や科学的事象の解明に意欲的な生徒を募集します。
- 集団活動や学校行事を楽しみ、自ら進んで参加できる生徒を募集します。
- 校内外の活動に積極的に参加し、地域社会の中で自分の役割を発見しようとする意欲を持った生徒を募集します。
- 集団の規律やルールを自発的に守ることのできる生徒を募集します。

2 募集定員

(1) 特色選抜

課 程	学 科	募集定員	特色選抜の募集定員枠
全 日 制	普 通 科	240 名	定員の 8%程度

(2) 一般選抜

普通科 240 名から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

3 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

4 出願資格

次の(1)の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者
 - ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和 8 年 3 月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
 - ② 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
- (2) 本校が示す特色選抜における「14 (1) ○志願してほしい生徒像」を踏まえ、本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

5 WEB 出願システムの利用

- (1) 「令和 8 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、出願手続等には、福島県立学校入学者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）を利用する。
WEB出願システムによる手続等の詳細は、別に公表するWEB出願システム志願者用マニュアル等による。
- (2) 志願者は、WEB出願システムに、氏名や現住所、保護者氏名等の志願者基本情報の登録（以下「志願者基本情報登録」という。）を完了させた後に、出願手続を行う。
- (3) 志願者は、出願に当たって、志願先の高等学校及び学科等の情報（以下、志願者基本情報と併せて「志願情報」という。）をWEB出願システムに登録する。
なお、県立高等学校入学者選抜においては、志願情報を入学願書として取り扱う。
- (4) 県外から志願する者及び県内において学区を越えて志願する者（以下「県外等からの志願者」という。）、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の志願者は、「13 出願資格申請」により、本校校長に出願資格を有することの承認を得て志願者基本情報登録を完了させた後に、出願手続を行う。

6 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 令和8年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式1号）
ただし、令和2年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除する場合がある。
 - ② 特色選抜志願理由書（用紙は本校ホームページより印刷する。）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 特色選抜志願理由書（上記(1)②に同じ）
 - ② 健康診断書（令和8年1月以降に医師の診断を受けたもの）（様式3号）
ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除する。
 - ③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
なお、外国における最終学校の履修証明書、学習成績証明書等とする場合は、日本語又は英語によるものとする。

7 出願手続

出願手続については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
志願者の在籍（出身）中学校長（以下「中学校長」という。）を通して、本校校長に出願する。
 - ① 志願者は、WEB出願システムに志願情報を登録の上、WEB出願システムを介して入学検定料（2,200円）を納付し、中学校長に出願を申請する。
なお、納付した入学検定料は返還しない。
【申請期間】
令和8年1月26日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)正午まで
 - ② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、出願を承認する。
【中学校承認期間】
令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)午後4時まで
 - ③ 中学校長は、特色選抜志願理由書等、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票（様式5号）を添付し、出願受付期間内に、持参又は送付により本校校長に提出する。
なお、調査書については「9 調査書提出」に定めるところにより提出する。
【出願受付期間】
令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月6日(金)正午まで
- (2) 上記(1)以外の者
上記(1)に準じ、志願者が直接、出願手続を行う。
- (3) 本校校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、出願の受理を取り消す場合がある。
 - ① 志願情報に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続を経ないで、他通学区域から出願したとき

○ 持参及び送付による書類の提出方法について

（本要項において、特に断りがない限り、以下の方法により書類を提出する。）

【持参の場合】 受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

ただし、最終日はそれぞれの受付期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。

【送付の場合】 送付の記録が残る簡易書留等とし、それぞれの提出期間最終日の指定された時間までに必着とする。

宛先 福島県立郡山東高等学校長

住所 〒963-8832

福島県郡山市山根町13番45号

8 出願先変更

出願先変更については、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

【出願先変更受付期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年2月13日(金)正午まで

9 調査書提出

中学校長は、調査書提出期間内に、提出票（様式 5 号）を添付し、持参又は送付により調査書を本校校長に提出する。

【調査書提出期間】

令和 8 年 2 月 16 日(月)午前 9 時から令和 8 年 2 月 17 日(火)午後 4 時まで

10 受験票の印刷

志願者又は中学校は、令和 8 年 2 月 18 日(水)午前 9 時以降に、WEB 出願システムから受験票を印刷する。

11 出願取消

出願取消については「令和 8 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

なお、志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、中学校長は、速やかに本校校長に連絡をした後に、手続を始めること。

【出願取消期間】

令和 8 年 2 月 9 日(月)午前 9 時から令和 8 年 3 月 13 日(金)午前 9 時まで

12 自己申告書の提出

本校校長に申し出ておいた方がよいと考える事情がある志願者については、本人の希望により、出願に際して本校校長に自己申告書（様式 7 号）を提出することができる。

なお、志願者の保護者は必要に応じて補足事項を記入してもよい。

提出及び受領は、次の方法により行う。

- (1) 志願者は、自己申告書に必要事項を記入し、厳封の上、本校校長あて親展とし、持参又は送付する。
ただし、送付の場合は提出期間最終日の消印を有効とし、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。

【自己申告書提出期間】

令和 8 年 2 月 16 日(月)午前 9 時から令和 8 年 2 月 18 日(水)午後 4 時まで

- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式 8 号）を交付する。

13 出願資格申請

出願資格申請については「令和 8 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

なお、中学校長又は志願者は、手続を始める前に本校校長に連絡をすること。

【申請期間】

令和 7 年 11 月 17 日(月)午前 9 時から令和 7 年 12 月 26 日(金)午後 4 時まで

及び令和 8 年 1 月 5 日(月)午前 9 時から令和 8 年 1 月 30 日(金)午後 4 時まで

14 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）の結果を資料とするとともに、さらに実技による特色に応じた検査（以下「特色検査」という。）の結果を併せて資料として選抜を行う。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

○ 志願してほしい生徒像

本校は、男女共学化して以後、進学校としての実績を着実に向上させつつあるとともに、伝統的に部活動も極めて盛んな高校である。今後も進学指導の一層の充実と部活動の振興の両立を目指していく。

したがって、特色選抜では、運動面または文化面に優れた能力もしくは実績を有し、入学後はその活動を本校の部活動において継続する意志が強固で、学業と両立をしながら、本校の特色となる活動実績を構築し、自身の進路実現に向けて努力することができる生徒を求めている。

部活動については以下の部に限る。

【男子】： 野球 サッカー

【女子】： バスケットボール バレーボール ソフトボール

【男女】： 陸上競技 ハンドボール 合唱 吹奏楽

① 学力検査

5 教科実施し、学力検査の満点を 250 点とする。

- ② 特色選抜志願理由書
本校への志望動機及び将来の具体的な目標、高校生活で意欲的に取り組みたいこと等について本人が記入する。両面印刷のうえ裏面には大会実績及び新体力テストの記録等を記入すること。
- ③ 調査書
「各教科の学習の記録」は 135 点満点とする。
「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」については、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などを総合的に評価して点数化し、65 点満点とする。
合計 200 点満点とする。
- ④ 特色面接
集団面接を実施する。面接については、段階評価する。
- ⑤ 特色検査
実技試験を実施する。実技については技能や能力をみる。実技については 250 点満点とする。
運動部：各部による専門種目の実技を実施する。
合唱・吹奏楽：演奏（演奏時間は 2 分以内で、各自が曲を選定し無伴奏で演奏する。）
- ⑥ 選抜資料の満点
全体の満点は、700 点とする。

- (2) 一般選抜
調査書の審査結果、学力検査の成績の結果を併せて資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。
ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。
- ① 学力検査
5 教科実施し、学力検査の満点を 250 点とする。
- ② 調査書
「各教科の学習の記録」は 195 点満点とする。「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は点数化しないが、その内容を精査する。
- ③ 一般面接
実施しない。
- ④ その他
可否の判定にあたっては、学力検査と調査書の成績の比重を同等とする。

1.5 学力検査、各種面接及び各種検査の日時及び会場

- (1) 学力検査
 - ① 日 時 令和 8 年 3 月 4 日(水) 午前 9 時～午後 3 時 30 分(予定)
 - ② 日 程
 - ア 集合時刻 午前 8 時 20 分(校舎への入場は午前 8 時以降可能)
 - イ 日 程

8:20	8:50	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10	15:30
出欠確認 受験上 の注意	休	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	諸 連 絡	
	(10 分)	(50 分)	(20 分)	(50 分)	(20 分)	(50 分)	(60 分)	(50 分)	(20 分)	(50 分)	(20 分)	

- (2) 特色面接
 - ① 日 時 令和 8 年 3 月 5 日(木) 午前 9 時～
 - ② 集合時刻 午前 8 時 20 分(校舎への入場は午前 8 時以降可能)
 - ③ 付 記 集団面接とするが、詳細については、特色面接当日に指示をする。

- (3) 特色検査
 - ① 日 時 令和 8 年 3 月 5 日(木) 午前 10 時 30 分～
 - ② 付 記 特色面接終了後、順次実施する。
なお、最終班の実技終了時刻については、令和 8 年 2 月 27 日(金)までに本校 Web サイトに掲載する。

- (4) 会 場 本校

(5) 持 参 物

- ① 受験票
- ② 鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規
（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）
- ③ 上ばき、昼食
- ④ 特色選抜志願者は、別紙「令和 8 年度前期選抜特色選抜特色検査に必要な持参物」を確認し必要な物を持参すること。
* 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は、持ち込まないこと。
* 定規に辺の長さの比、公式が書かれているもの、時計や文具に曜日や月が英語表記されているものは持ち込まないこと。

16 追検査等の実施

当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の志願者と併せて判定する。

追検査等の対象となる志願者及び手続き等については「令和 8 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

(1) 日 時 令和 8 年 3 月 10 日 (火) 午前 9 時～

(2) 日 程

- ① 集合時刻 午前 8 時 20 分（校舎への入場は午前 8 時以降可能）
午後 2 時 30 分（追検査で学力検査を行わない志願者）

② 日 程

8:20	8:50	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45	15:05	15:35	17:10
出欠確認 受験上 の注意	休	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	諸 連 絡	特色面接	特色検査	
	(10分)	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	(20分)			

③ 会 場 本校

- ④ 付 記 学力検査終了後、特色面接及び特色検査を実施する。詳細については、追検査当日に指示をする。なお、特色検査終了時刻は午後 5 時 10 分を予定している。
学力検査を行わない志願者は午後 2 時 30 分に集合後、受験上の注意・諸連絡を受けて午後 3 時 5 分から特色面接及び特色検査を実施する。

* 選抜の一部を受験する場合の日時は、中学校長を通じて志願者に連絡する。

(3) 持 参 物

- ① 追検査等受験許可証
- ② 受験票
- ③ 鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規
（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）
- ④ 上ばき、昼食（学力検査を行わない志願者は不要）
- ⑤ 特色選抜志願者は、別紙「令和 8 年度前期選抜特色選抜特色検査に必要な持参物」を確認し必要な物を持参すること。
* 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は、持ち込まないこと。
* 定規に辺の長さの比、公式が書かれているもの、時計や文具に曜日や月が英語表記されているものは持ち込まないこと。

17 選抜結果発表

WEB 出願システムにより、選抜結果（合格・不合格・出願取消、合格した選抜）の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

令和 8 年 3 月 16 日 (月) 午後 1 時から令和 8 年 3 月 24 日 (火) 午後 5 時まで

- (1) 志願者は、WEB 出願システムにより自身の選抜結果を確認する。
- (2) 選抜結果発表期間の初日は午後 1 時以降に、WEB 出願システムを利用できない志願者への配慮として、合格者一覧を本校正面玄関前に掲示する。

- (3) 合格者に対して合格通知書（様式 13 号）を本校正面玄関で交付するので、受験票を持参し、来校すること。入学に必要な書類等を受け取り、指示に従って体育用品等の採寸を行うこと。なお、合格通知書の交付及び体育用品等の採寸時間は、いずれも午後 1 時から午後 3 時までとする。
- (4) 本校校長は、提出書類等の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消す場合がある。

18 学力検査結果の提供

前期選抜の学力検査（追検査を含む。）受験者に対し、WEB 出願システムにより、本人の各教科の得点と 5 教科の合計得点の情報を提供する。

なお、対面、電話、はがき等による請求は受け付けない。

【学力検査結果提供期間】

令和 8 年 3 月 16 日(月)午後 2 時から令和 8 年 3 月 24 日(火)午後 5 時まで

19 その他

- (1) 入学者の事前指導、入学式の日程及び入学にともなう経費等については、合格者発表時（3 月 16 日）に合格者本人に通知する。
- (2) 本校における入学選抜事務での氏名等の漢字の取り扱いについては、コンピュータ等で一般的に使用されているものを用いる。
- (3) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い
選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。
なお、インフルエンザ等感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。
 - ① 追検査等の対象となる志願者
「令和 8 年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」に定めるところにより、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」（様式 14 号）を令和 8 年 3 月 6 日(金)午後 4 時までに本校校長へ提出する。
 - ② 追検査等の対象とならない志願者
受験した内容のみで合否判定を行う。
- (4) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い
前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和 8 年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願する。
- (5) 入学辞退の手続
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式 16 号）を中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
なお、納付した入学検定料及び高等学校に提出した書類等は返還しない。
- (6) 障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和 8 年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」に定めるところによる。
提出する書類は次のとおりとする。
 - ① 中学校卒業者及び卒業見込の者
原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（様式 17 号）を、本校校長に提出する。その際、中学校長は、中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（様式 18 号）と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。
 - ② 上記①以外の者
原則として年内に、本校に問い合わせること。
- (7) 本要項に記載されていないことについては、「令和 8 年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」を確認の上、本校に問い合わせること。